

浜松都市計画 都市再開発の方針の変更（浜松市決定）

浜松都市計画 都市再開発の方針を次のように変更する。

1 再開発促進地区

区分	面積
再開発促進地区	約 257.4ha

2 再開発促進地区における都市再開発の方針

別紙のとおり

(別紙)

都市再開発法第2条の3第2項の規定に基づく、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

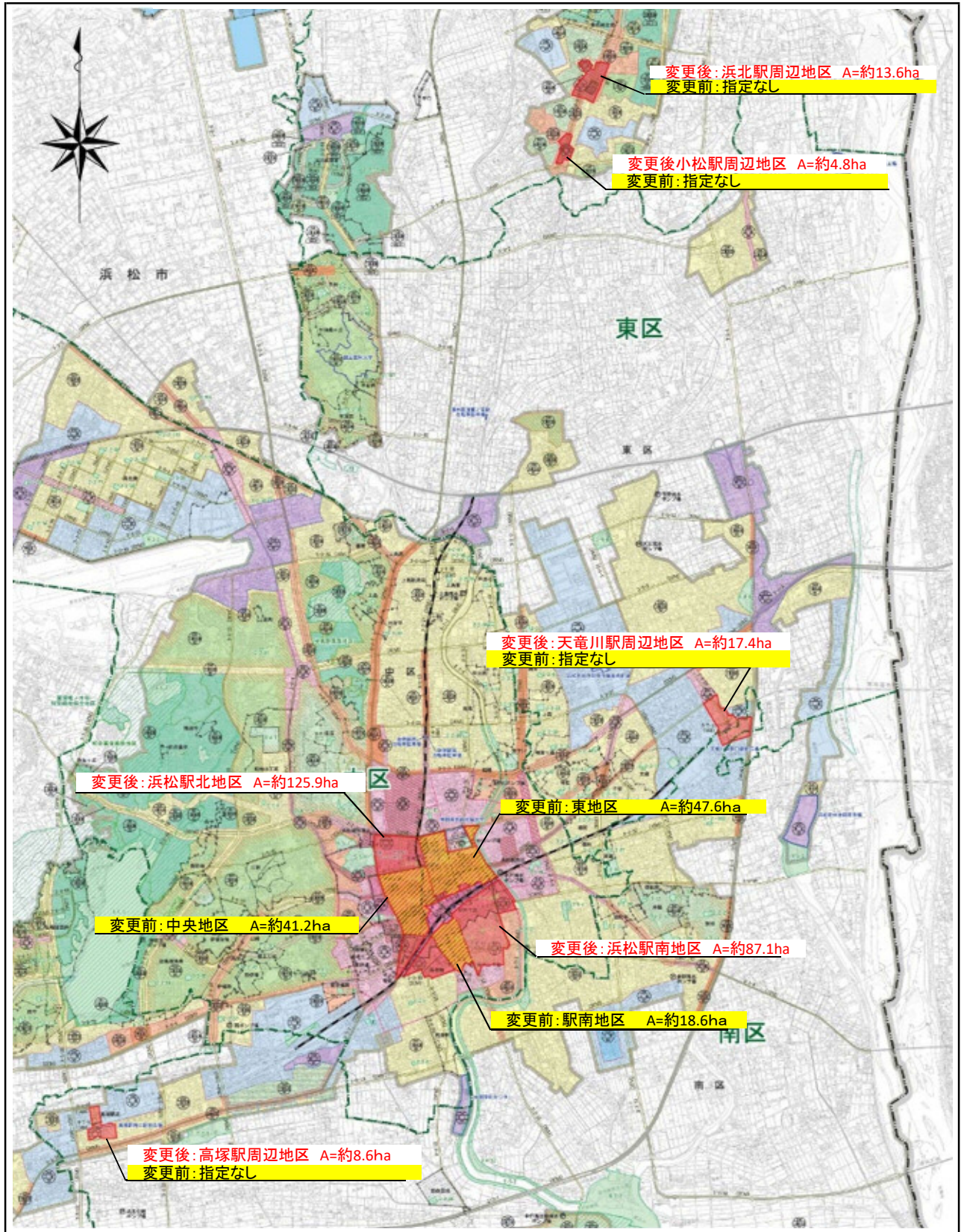
地区名	浜松駅北地区	浜松駅南地区
地区面積	約 125.9ha	約 87.1ha
地区の再開発、整備等の主たる目標	広域都市拠点の中心部にふさわしい都市機能集積を進める。	鉄道駅を中心に都市機能が集積した魅力ある広域拠点の形成を図る。
用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	商業、業務、教育、文化機能を充実させ、併せて、居住機能の導入を行うとともに、土地の高度利用を促進する。	良好な住環境の形成と、商業、業務機能を集積し、土地の高度利用を図る。
建築物の更新の方針(住宅地又は住宅地への土地利用転換が行われる地域の場合には、必要に応じ住宅供給と住宅地の環境改善の方針)	建築物の共同化、不燃化、都市空間の確保を図り、都心にふさわしい景観形成を図る。	建築物の共同化、不燃化、都市空間の確保を図り、都心にふさわしい景観形成を図る。
都市施設及び地区施設の整備の方針	<ul style="list-style-type: none">・道路の整備・駐車場の整備・公園の整備	<ul style="list-style-type: none">・道路の整備・駐車場の整備・公園の整備
再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件の整備等の措置	市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等の補助制度を活用推進。認定再開発事業等で民間活力を導入した整備を進める。	市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等の補助制度を活用推進。認定再開発事業等で民間活力を導入した整備を進める。
概ね五年以内に実施が予定されている市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅地区改良事業、公共施設整備事業、大規模な建築物の更新、市街地住宅の供給に係る事業等のうち、主要な事業の計画の概要	<ul style="list-style-type: none">・市街地再開発事業旭・板屋地区(A)(事業中)松菱通りB-3ブロック(事業中)	
概ね五年以内に決定又は変更が予定されている用途地域、高度利用地区、特定街路、防火地域等の地域地区、市街地再開発促進区域等の促進区域、都市施設、地区計画等の都市計画に関する事項		
その他特記すべき事項		

地区名	浜北駅周辺地区	小松駅周辺地区
地区面積	約 13.6ha	約 4.8ha
地区の再開発、整備等の主たる目標	副都心として市域拠点機能を有する利便性の高い市街地を形成する。	駅を中心に、住環境と調和した商業・業務機能の充実により、地域拠点を形成する。
用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	良好な住環境の形成と、商業、業務機能を集積し、土地の高度利用を図る。	良好な住環境の形成と、商業、業務機能を集積し、土地の高度利用を図る。
建築物の更新の方針(住宅地又は住宅地への土地利用転換が行われる地域の場合には、必要に応じ住宅供給と住宅地の環境改善の方針)	建築物の共同化、不燃化、都市空間の確保を図る。	建築物の共同化、不燃化、都市空間の確保を図る。
都市施設及び地区施設の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の整備 ・公園の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の整備 ・公園の整備
再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件の整備等の措置	市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等の補助制度を活用推進。 認定再開発事業等で民間活力を導入した整備を進める。	市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等の補助制度を活用推進。 認定再開発事業等で民間活力を導入した整備を進める。
概ね五年以内に実施が予定されている市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅地区改良事業、公共施設整備事業、大規模な建築物の更新、市街地住宅の供給に係る事業等のうち、主要な事業の計画の概要		
概ね五年以内に決定又は変更が予定されている用途地域、高度利用地区、特定街区、防火地域等の地域地区、市街地再開発促進区域等の促進区域、都市施設、地区計画等の都市計画に関する事項		
その他特記すべき事項		

地区名	天竜川駅周辺地区	高塚駅周辺地区
地区面積	約 17.4ha	約 8.6ha
地区の再開発、整備等の主たる目標	鉄道駅を中心に都市機能が集積した魅力ある地域拠点の形成を図る。	鉄道駅を中心に都市機能が集積した魅力ある地域拠点の形成を図る。
用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	良好な住環境の形成と、商業、業務機能を集積し、土地の高度利用を図る。	良好な住環境の形成と、商業、業務機能を集積し、土地の高度利用を図る。
建築物の更新の方針(住宅地又は住宅地への土地利用転換が行われる地域の場合には、必要に応じ住宅供給と住宅地の環境改善の方針)	建築物の共同化、不燃化、都市空間の確保を図る。	建築物の共同化、不燃化、都市空間の確保を図る。
都市施設及び地区施設の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の整備 ・公園の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の整備 ・公園の整備
再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件の整備等の措置	市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等の補助制度を活用推進。 認定再開発事業等で民間活力を導入した整備を進める。	市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等の補助制度を活用推進。 認定再開発事業等で民間活力を導入した整備を進める。
概ね五年以内に実施が予定されている市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅地区改良事業、公共施設整備事業、大規模な建築物の更新、市街地住宅の供給に係る事業等のうち、主要な事業の計画の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業 高塚駅北地区 高塚駅北第2地区
概ね五年以内に決定又は変更が予定されている用途地域、高度利用地区、特定街路地区、防火地域等の地域地区、市街地再開発促進区域等の促進区域、都市施設、地区計画等の都市計画に関する事項		
その他特記すべき事項		

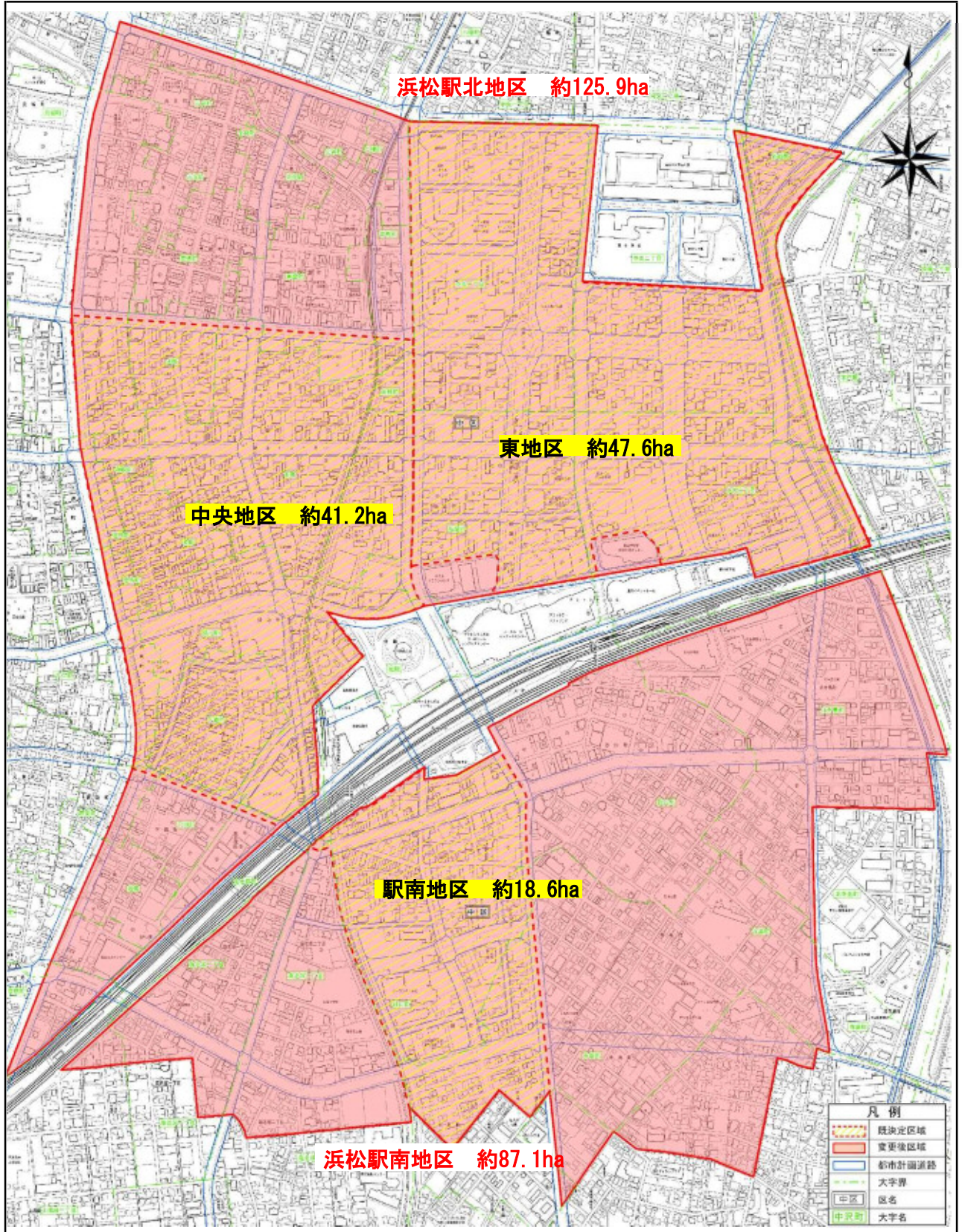
位置図及び区域は計画図のとおり

位置図



浜松都市計画 都市再開発の方針の変更
浜松駅北地区・浜松駅南地区
再開発促進地区
(浜松市決定)

拡大図



S=1/10,000

0m

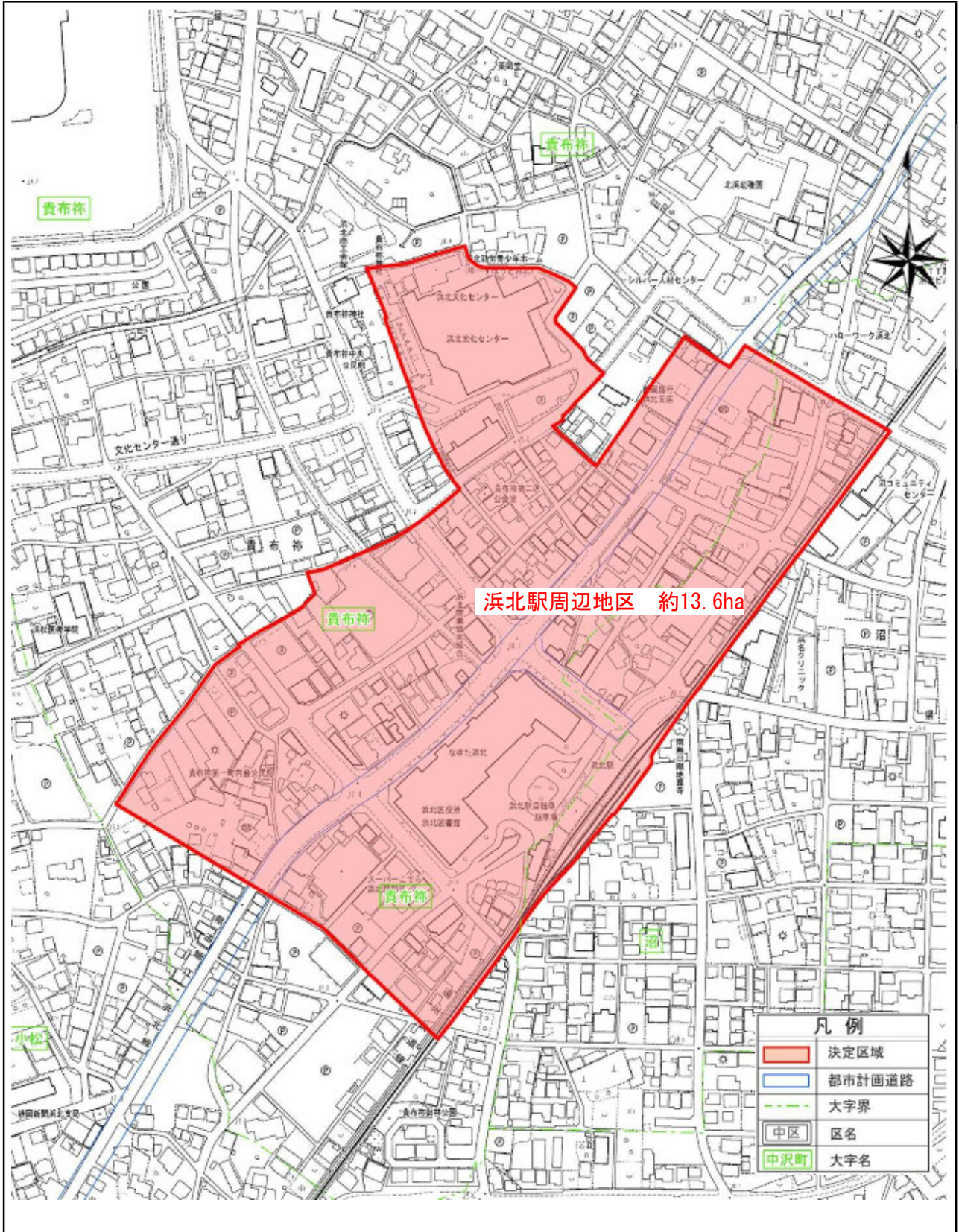
500m

1000m



浜松都市計画 都市再開発の方針の変更
 浜北駅周辺地区 再開発促進地区
 (浜松市決定)

拡大図

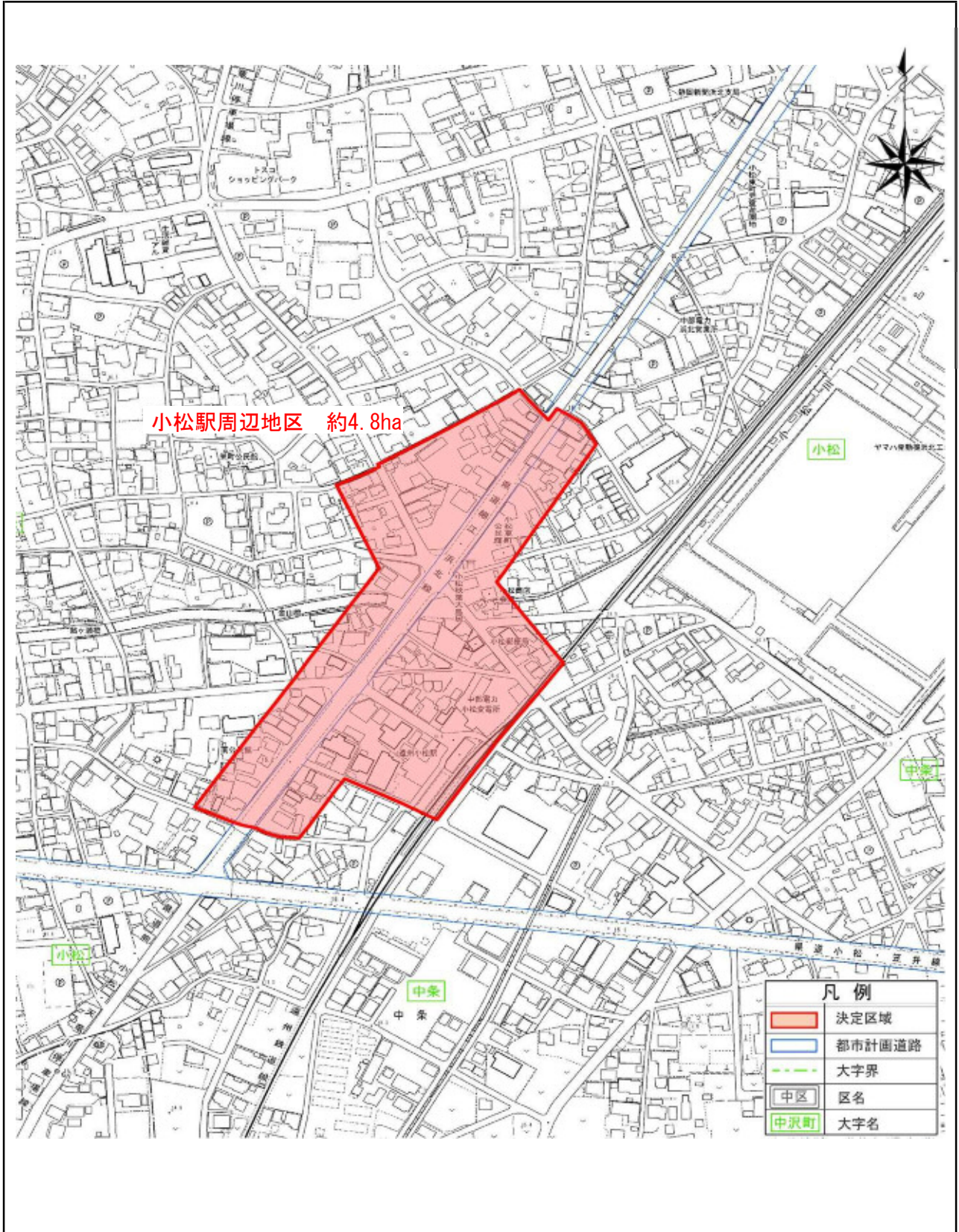


S=1/2,500



浜松都市計画 都市再開発の方針の変更
小松駅周辺地区 再開発促進地区
(浜松市決定)

拡大図

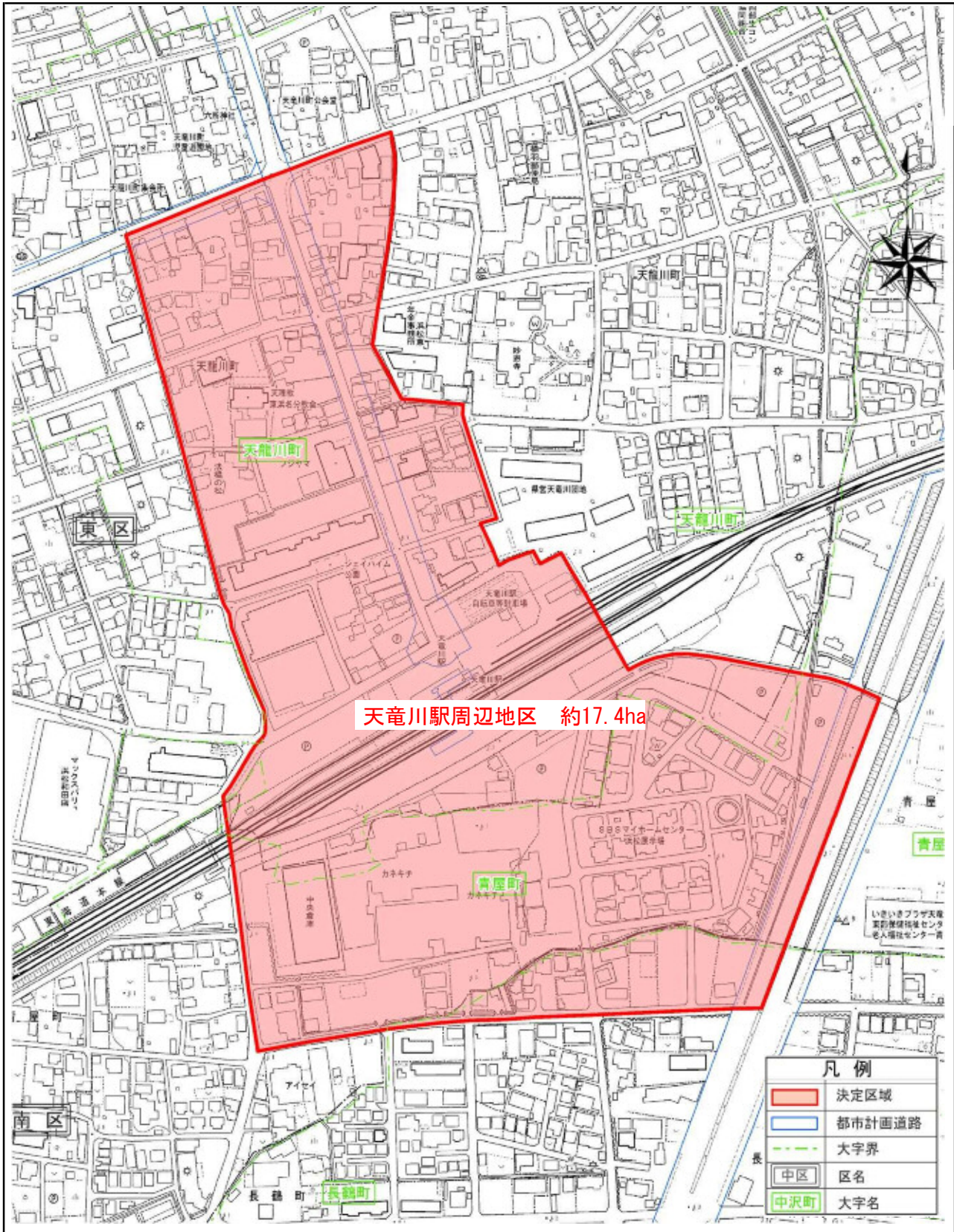


S=1/2,500



浜松都市計画 都市再開発の方針の変更
 天竜川駅周辺地区 再開発促進地区
 (浜松市決定)

拡大図



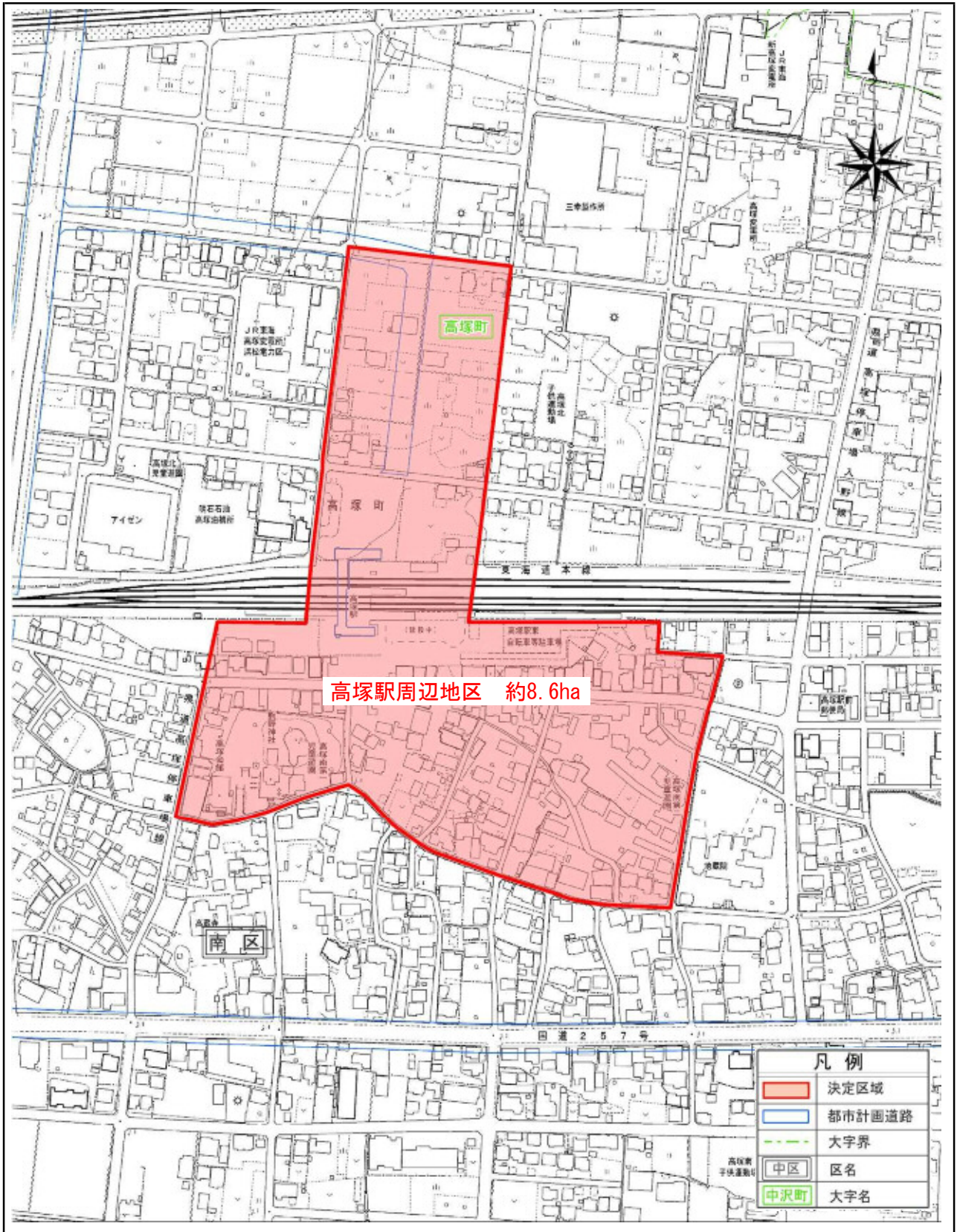
天竜川駅周辺地区 約17.4ha

S=1/2,500



浜松都市計画 都市再開発の方針の変更
 高塚駅周辺地区 再開発促進地区
 (浜松市決定)

拡大図



高塚駅周辺地区 約8.6ha

